

■利用者負担額（保育料）表

（2・3号認定子ども 新得保育所・屈足保育園）

階層	保育の実施児童の属する世帯の階層区分	保育料（月額）			
		0歳児	1.2歳児	3歳児	4.5歳児
1	生活保護法による被保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2	市町村民税非課税世帯	2,050 (1,490)	2,050 (1,490)	1,920 (1,390)	1,920 (1,390)
3	市町村民税課税世帯 (均等割額のみの世帯)	12,000 (8,720)	9,480 (6,890)	6,700 (4,870)	6,690 (4,860)
4	市町村民税の所得割額 48,600円未満	14,010 (10,180)	11,910 (8,660)	9,240 (6,720)	9,220 (6,700)
5	市町村民税の所得割額 48,600円以上 92,000円未満	17,010 (12,370)	16,090 (11,700)	13,260 (9,640)	13,250 (9,630)
6	市町村民税の所得割額 92,000円以上 128,000円未満	25,650 (18,650)	24,260 (17,640)	21,310 (15,490)	21,080 (15,330)
7	市町村民税の所得割額 128,000円以上 201,000円未満	35,440 (25,770)	35,050 (25,490)	26,450 (19,230)	25,230 (18,340)
8	市町村民税の所得割額 201,000円以上 301,000円未満	46,690 (33,950)	44,670 (32,480)	27,200 (19,780)	25,780 (18,740)
9	市町村民税の所得割額 301,000円以上 397,000円未満	55,500 (40,360)	51,680 (37,580)	28,350 (20,610)	26,570 (19,320)
10	市町村民税の所得割額 397,000円以上	57,000 (41,450)	53,070 (38,590)	28,970 (21,060)	27,040 (19,660)

※上段は「保育標準時間」、下段（ ）は「保育短時間」の場合の利用者負担額です。

※同じ保育所に入所している第2子は、半額となります。また、第3子は無料となります。

■土曜日保育料

土曜日の保育料については、利用者の選択制になっていますので、1回につき下記の利用者負担額が発生します。

階層区分	0～5歳児
1	0円
2～3	200円
4～10	500円

※4～10階層については、半日300円となります。